栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業に係る公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

２．事業概要

（１） 事業名

栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業

（２）事業内容

「栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業仕様書（以下「仕様書」という）」の通り。

（３）履行期間

契約日から令和１０年３月３１日まで（運行開始は、令和９年１０月１日を予定）

３．予算額（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、２，７９１千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

【見積額計算式】

１便あたりの運行単価（税込）×120 日（運行日数）×9 便（1 日あたり運行便数）－298,738 円（運賃収入見込（令和 7 年度実績×1／2（6 か月分））

４．実施形式

（１） 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

（２） 選定方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合評価点が最も高い者を優先交渉者として決定する。

５．日程

項目	スケジュール	備考
公示 実施要領等の公表	令和８年１０月１３日（火）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和８年１０月２０日（火）	電子メールにて受付
質問書回答	令和８年１０月２７日（火）	市ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和８年１１月２日（月）	持参又は郵送にて受付
参加資格審査の結果通知	令和８年１１月６日（金）	郵送及び電子メールにて通知
企画提案書等の提出期限	令和８年１１月２０日（金）	持参又は郵送にて受付
一次審査結果通知 （実施する場合）	令和８年１１月２７日（金）	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーションの実施	令和８年１２月９日（水）	郵送及び電子メールにて詳細を通知
選定結果通知	令和８年１２月下旬	郵送にて通知 市ホームページに掲載

運行内容調整	令和９年１月～３月	
契約締結	令和９年３月	
運行開始	令和９年１０月	

※特に指定のない限り、各種書類等の提出期限は１２時００分までとする。
※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

６．参加資格

（１）資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

④ 栗東市暴力団排除条例第６条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第３者の不正の利益を図る目的または第３者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

⑤ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年２月１日公示第４号）第２条及び第３条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑥ 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）について、同法第４条第１項の許可を受けていること。

（２）参加資格の喪失

契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合は、その参加資格を失うものとする。

７．質疑・回答

（１）提出方法

質問書（様式第１号）により、電子メールにて提出すること。提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業について」とし、電子メール送信後に必ず電話による受信確認を行うこと。なお、電話又は口頭による質問は一切受け付けないので、留意すること。

（２）提出期限

令和８年１０月２０日（火）１２時００分（必着）

（３）提出先

栗東市建設部交通政策課交通政策係

ＴＥＬ：０７７－５５１－０２９１

ＦＡＸ：０７７－５５２―７０００

メールアドレス：kotsu@city.ritto.lg.jp

（４）回答方法

令和８年１０月２７日（火）に、市ホームページに質問者名を伏せて回答を掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

８．参加申込・資格審査

（１）提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和４６年規則第１８号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア　参加意思表明書（様式第２号）

イ　⑥　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の許可書の写し

ウ　次に掲げる書類（ただし栗東市における競争入札参加資格を有する者の場合は、これを省略することができる。）

① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書

② 個人にあっては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書

（２）提出期限

令和８年１１月２日（月）１２時００分まで

（３）提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号　２階

栗東市建設部交通政策課交通政策係

（４）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

（５）参加資格審査

提出された参加意思表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査を実施する。

審査結果については、令和８年１１月６日（金）を目途に、参加申込を行った全ての事業者に文書（郵送及び電子メール）にて通知する。なお、資格要件を満たさないと認められた者は、通知日から７日以内に、市に対して説明を求めることができる。

９．企画提案書作成方法及び提出方法

（１）提出書類

次の書類について、６部ずつ提出すること。うち１部を正本として扱い、参加意思表明書に押印したものと同じ印を押印すること。また、各種書類の内容を電子データとして格納したCD-Rを１部提出すること。ファイル形式はPDFファイルとし、書類ごとに別ファイルとして格納すること。

ア　事業者概要書（様式第３号）

イ　企画提案書（様式第４号）

ウ　見積書（様式第５号）

（２）各提出書類の作成方法

①　企画提案書は、次の事項に留意し作成すること。

ア　Ａ４判、両面印刷、左綴じで作成し、表紙及び目次を除き４０ページ（用紙２０枚）以内とすること。図表の記載等、必要に応じＡ３判を使用することを妨げないが、１ページにつきＡ４判２ページ相当として取扱う。

イ　用紙縦置き、横書きで記載し、文字の大きさは原則として１１ポイント以上とすること。

ウ　本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、最低限記載すべき項目及び記載順は、「審査要領別紙　栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業　プロポーザル審査基準表」の通りとする。

②　見積書は、次の事項に留意し作成すること。

ア　見積金額は「３．予算額（見積限度額）」に記載の【見積額計算式】により算出すること。

イ　見積金額は消費税等を含むものとして記載すること。

ウ　見積金額は算用数字で表現し、先頭に「￥」の記号を付記すること。

エ　見積金額は訂正のあるものは認めない。

オ　見積の根拠等が分かる見積書内訳（任意様式）を添付すること。

（３）提出期限

令和８年１１月２０日（金）１２時００分まで

（４）提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号　２階

栗東市建設部交通政策課交通政策係

（５）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

１０．審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、審査の詳細は、別紙「栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業　プロポーザル審査要領」に定める通りとする。

（１）　一次審査の実施

提案事業者が４者以上の場合、書類審査のみで一次審査を行い、上位３者を選定する。一次審査の結果については、令和８年１１月２７日（金）を目途に、全ての提案事業者に文書（郵送及び電子メール）にて通知する。

（２）プレゼンテーション審査

企画提案内容について、プレゼンテーションによる審査を行う。審査の概要は次の通りとし、日時・場所等の詳細は、提案事業者（一次審査を実施する場合においては、一次審査により選定された事業者）に対し別途通知する。

① 開催日

令和８年１２月９日（水）

② 開催場所

栗東市役所庁舎会議室（予定）

③ プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間

３０分以内（準備時間を除く）で提案内容のプレゼンテーションを行うこと。その後、１５分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間は準備時間を含めて６０分以内とすること。

④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は１者につき３名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、原則本業務の窓口となる担当者が行うこと。

⑤ 備品

プレゼンテーションでパソコンやプロジェクター等の機器を使用する場合は、参加事業者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは市で用意可能であるため、使用する場合は企画提案書等提出時に申し出ること。

⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

⑦ 業務関係者の参加

プレゼンテーション審査には、審査委員以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行うものとする。

１１．審査結果

審査結果については、令和８年１２月下旬に、全ての提案事業者（一次審査を実施した場合においては、プレゼンテーション審査の参加事業者）に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

１２．提出書類の取扱い

（１）提出されたすべての書類は返却しない。

（２）提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

（３）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

（４）企画提案書の提出は１者につき１案のみとする。

１３．情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成１２年条例第４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

１４．その他

（１）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

（３） 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、担当課宛てに速やかに辞退届（様式第６号）を提出すること。辞退届の提出期限は、企画提案書の提出期限まで（郵送の場合は必着）とし、辞退届が受理された後は、その撤回をすることはできない。

（４）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ　見積書の金額が「３．予算額（見積限度額)」に記載の金額を超過した場合

（５）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）異議申立の可否

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１５．問合せ先

〒520-3088　栗東市安養寺一丁目１３番３３号

栗東市建設部交通政策課交通政策係　担当：伊藤、津隈

電話番号　０７７－５５１－０２９１

ＦＡＸ　０７７－５５２－７０００

メールアドレス　kotsu@city.ritto.lg.jp